

中小事業者省エネ設備等導入支援事業補助金

公益財団法人 ひょうご環境創造協会

中小事業者の省エネルギー対策を推進するため、効果的な省エネルギー設備等を導入する中小事業者(エコアクション21等の認証・登録事業者)に対し、その費用の一部を補助します。

補助対象者

兵庫県内に事業所を有し、かつ次の①～③に掲げる要件をすべて満たす者が対象です。

- ① 一般財団法人省エネルギーセンターの省エネ最適化診断（令和2年度までは無料省エネルギー診断）を平成30年4月1日以降に受けていること
（ただし、建物の新築時に太陽光発電設備等を設置する場合を除く。）
- ② 中小企業基本法第2条第1項で規定される中小企業または、年間エネルギー使用量（原油換算）が原則として1,500kℓ未満の工場・ビル等において省エネ対策を行う者
下表【A】【B】いずれかを満たす法人または個人事業者

業 種	資本金の額または出資の総額 【A】	常時使用する従業員数 【B】
製造業等（運輸業・建設業等を含む）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

- ③ エコアクション21 または ISO14001 の認証・登録事業者または登録手続き中の事業者

補助対象事業及び補助対象経費

【補助対象事業】

- ① 省エネ効果があると提案された設備への更新・改修、二重窓、高断熱サッシへの改修
- ② 省エネルギー化を主目的とした10kW以上50kW未満の太陽光発電設備（全量売電を除く。）、バイオマス熱供給設備
- ③ オンサイトPPAモデル事業による設備等の導入に必要な建物補強改修工事
〔 ※ オンサイトPPA（「Power Purchase Agreement（電力販売契約）」）モデルは、自社の敷地
内の建物の屋根等に第三者が設置した太陽光発電設備等から電力を購入する方式をいう。 〕

【補助対象経費】

- ①② 【設備費】 補助事業の実施に必要な機械装置、省エネ機器等の更新・改修等に要する経費
- ①② 【工事費】 補助事業の実施に不可欠な工事等に要する経費及び本工事に附帯して施工することが必要な工事等に要する経費
- ③ 【建物改修工事費】 オンサイトPPAモデル事業の補助事業の導入に必要な建物補強改修工事経費
※ 消費税及び地方消費税の額は除きます。
※ 国庫補助金を財源とする補助金の交付を受けるものは対象となりません。
※ 建物改修工事費 については、2者以上の見積書を添付してください。

補助額：補助対象経費の1/3（上限100万円）

但し、オンサイトPPAモデル事業による建物改修工事は1/3（上限200万円）

募集期間

令和3年5月10日～令和3年12月24日 [必着]

※先着順につき、早期に受付を終了することがあります。

補助金申請までの流れ

- ※ オンサイト PPA モデル事業は、省エネ最適化診断の前に事前協議が必要です。
事前協議書を当協会へ提出してください。
現地に建築士を派遣し、事前協議書の計画内容を確認します。

ステップ1：(一財) 省エネルギーセンターの省エネ最適化診断を受診

- ① 省エネ最適化診断の申込書を入力します。
申込書を <https://www.ecc.j.or.jp/shindan/index.html> からダウンロードしてください。様式に従い、診断に必要な情報を記入します。
〔 申込書の記入方法、省エネ診断については省エネルギーセンターにお問い合わせください。(TEL：03-5439-9732) 〕
- ② 申込書をメールで当協会あて (E-mail: ondankabousi@eco-hyogo.jp) に送付します。標題を「省エネ最適化診断申込み(会社名)」としてください。(当協会を経由して省エネルギーセンターに申し込みます。)
- ③ 診断日程の調整
診断費用の入金確認後、省エネルギーセンターから日程調整の連絡があります。
- ④ 省エネ最適化診断を受診
- ⑤ 省エネ最適化診断の報告書が届きます。
診断受診後、1か月程度で診断結果の報告書が届きます。
※診断日程の調整、診断から報告書の送付までに時間がかかります。早めの受診をお勧めします。

ステップ2：省エネ改修等について検討

- ⑥ 報告書で提案のあった省エネ改修等について検討します。
※診断を受診したことで改修等が義務付けられるものではありません。

ステップ3：補助金を申請

建物の新築時に太陽光発電設備等を設置する場合はステップ3から。この場合、現地に当協会の環境技術専門員を派遣し計画内容を確認します。

- ⑦ 改修等計画を決定、補助金を申請します。
補助金交付要綱、申請書類は当協会ホームページよりダウンロードしてください。
<http://www.eco-hyogo.jp/global-warming/tyuushou2021/>

提出先・問い合わせ先

◆中小事業者省エネ設備等導入支援事業補助金

公益財団法人 ひょうご環境創造協会 温暖化対策第1課
〒654-0037 神戸市須磨区行平町 3-1-18
TEL 078-735-2738 FAX 078-735-7222 E-mail: ondankabousi@eco-hyogo.jp

◆エコアクション21

同協会内 エコアクション21地域事務局ひょうごEMS支援センター
TEL 078-735-2780 FAX 078-735-7222 E-mail: ea21hyogo@eco-hyogo.jp